

議案第 33 号

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年かすみがうら市条例第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 25 条中「こども家庭庁長官」を「内閣総理大臣」に改める。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30
人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30
人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30
人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30
人」を「25 人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後のかすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のかすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。